

令和7年度 参政党 政務活動費 出納簿

番号	科目	起案日	収入日 支払日	摘 要	相手方 住所 氏名		支出金額	差引残高
1	歳入	政務活動費	令和7年4月1日	4/18	政務活動費	守山市長 森中高史	250,000	250,000
2	歳出	資料作成費	令和7年7月6日	7/30	コピー代 6月分	守山5-1-8 ㈱オフィス・サービス	152	249,848
3	歳入	預金利息	令和7年8月8日	8/8	預金利息	滋賀銀行	175	250,023
4	歳出	資料作成費	令和7年10月6日	10/23	コピー代 9月分	守山5-1-8 ㈱オフィス・サービス	69	249,954
5	歳出	資料作成費	令和7年12月6日	12/24	コピー代 11月分	守山5-1-8 ㈱オフィス・サービス	181	249,773
6	歳出	資料作成費	令和8年1月6日	1/29	コピー代 12月分	守山5-1-8 ㈱オフィス・サービス	130	249,643
7	歳出	資料購入費	令和8年1月31日	3/31	広報誌作成・印刷・折込代(12月議会報告)	播磨田町38-4 博善社印刷株式会社	235,678	13,965
8	歳入	預金利息	令和8年2月13日	2/13	預金利息	滋賀銀行	226	14,191
9	歳出	資料作成費	令和8年3月6日	3/14	コピー代 2月分	守山5-1-8 ㈱オフィス・サービス	391	13,800
10	歳出	資料購入費	令和8年3月30日	3/31	広報誌作成・印刷代(3月議会報告)	播磨田町38-4 博善社印刷株式会社	13,373	427
11	歳出	資料作成費	令和8年3月31日	3/31	コピー代 3月分	守山5-1-8 ㈱オフィス・サービス	26	401
					合計		250,401	250,000
								401

会計年度	令和 7 年 度	会派名	参政党
整理番号	N o . 1	起案日	令和7年4月1日
科目	政務活動費	起案者	北野 裕也

収 入 調 書

金 250, 000 円

表題 政務活動費

収入相手方

住所

氏名 守山市長 森中高史

上記のとおり収入いたしましたので、報告します。

参政党

会長 北野 裕也

収入日

令和 7 年 4 月 18 日

様式第5号（第4条関係）

守 議 第 4 号

令和7年4月1日

参政党 北野 裕也 様

守山市長 森中 高史

政務活動費交付決定通知書

令和7年4月1日付けで申請のあった政務活動費の交付について、下記のとおり決定したので、守山市議会政務活動費の交付に関する規則第4条の規定により通知します。

記

令和7年度政務活動費交付決定額 250,000 円

会計年度	令和 7 年 度	会派名	参政党
整理番号	No. 2	起案日	令和7年7月6日
科目	資料作成費	起案者	北野 裕也

支 出 調 書

金 152 円

表題 コピー代 6月分

支払相手方

住所 守山5-1-8

氏名 (株)オフィス・サービス

上記のとおり支出いたしましたので、報告します。

参政党
会長 北野 裕也

支払日 令和 7 年 7 月 30 日

お客様コード: 1003-78

請求書

伝票No.: 45136

2025年7月6日

1 / 1

法人番号 T2160001015244

〒 524-0021

滋賀県守山市吉身2-5-22

株式会社オフィス・サービス

代表取締役 木村 正治

〒 524-0022

滋賀県守山市守山5丁目1-8

参政党 御中

TEL: 077-581-0075 / FAX: 077-581-0076

品名・規格	数量	単位	単価	金額	備考
コピーカウンター料/モノクロ	90	枚	0.45	40	
コピーカウンター料/カラー	22	枚	4.5	99	
6月分					
			小計	139	
			消費税	13	
			合計	152	
			(10% 対象)	(139)	
			(10% 消費税)	(13)	

※お振込は下記の銀行へお願い致します。

銀行 支店 普通

お客様コード: 1003-78

納品書

伝票No.: 45136

2025年7月6日

1 / 1

〒 524-0021

滋賀県守山市吉身2-5-22

株式会社オフィス・サービス

代表取締役 木村 正治

〒 524-0022

滋賀県守山市守山5丁目1-8

参政党 御中

TEL: 077-581-0075 / FAX: 077-581-0076

品名・規格	数量	単位	単価	金額	備考
コピーカウンター料/モノクロ	90	枚	0.45	40	
コピーカウンター料/カラー	22	枚	4.5	99	
6月分					
			小計	139	
			消費税	13	
			合計	152	
			(10% 対象)	(139)	
			(10% 消費税)	(13)	

領 収 証

参政党

様 No. 78

金額

¥152-

内 訳

現金

小切手

手 形

消費税額等(10%)

コクヨ ウケ-92

但 ジビ-代として(6月分)

2025年 4 月 30 日 上記正に領収いたしました

収入印紙

滋賀県守山市守山5丁目1-8

株式会社 オフィス・サービス

代表取締役 本村 隆治

TEL(077)581-0075

会計年度	令和7年度	会派名	参政党
整理番号	No. 3	起案日	令和7年8月8日
科目	預金利息	起案者	北野 裕也

収入調書

金 175 円

表題 預金利息

収入相手方

住所

氏名 滋賀銀行

上記のとおり収入いたしましたので、報告します。

参政党

会長 北野 裕也

収入日

令和 7 年 8 月 8 日



日付	記号 摘要	お支払金額 _[円]	お預り金額 / 利息 _[円]	差引残高 _[円]	符号
#####	#####	#####		¥108	2413
1 07.04.08	D	108	利息 市入返還	¥0	#241
2 07.04.18	B お振込	モリマシ カケカシ	250,000	¥250,000	241C
3 07.07.08	D	152	6月分コピー代	¥249,848	#241
4 07.08.08	B お利息	ケツン	175	¥250,023	241D
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					

記号説明
A.....別入金
B.....振替入金
D.....現金支払
E.....借付支払
G, H, I.....手形、小切手頭による入金

手形、小切手頭による入金について払戻しができる
平完の日
G, H.....取振日を含めて3営業日後
I.....取振日を含めて4営業日後
ただし、取立の方法および支払地、支払期日によ
り前後する場合があります。

会計年度	令和 7 年 度	会派名	参政党
整理番号	N o . 4	起案日	令和7年10月6日
科目	資料作成費	起案者	北野 裕也

支 出 調 書

金 69 円

表題 コピー代 9月分

支払相手方

住所 守山5-1-8

氏名 (株)オフィス・サービス

上記のとおり支出いたしましたので、報告します。

参政党
会長 北野 裕也

支払日 令和 7 年 10 月 23 日

お客様コード: 1003-78

請求書

伝票No.: 46118
2025年10月6日
1 / 1

〒 524-0021

滋賀県守山市吉身2-5-22

法人番号 T2160001015244

株式会社オフィス・サービス

代表取締役 木村 正治

〒 524-0022

滋賀県守山市守山5丁目1-8

参政党 御中

TEL: 077-581-0075 / FAX: 077-581-0076

品 名 ・ 規 格	数量	単位	単価	金額	備考
コピーカウンター料/モノクロ	140	枚	0.45	63	
9月分					
			小計	63	
			消費税	6	
			合計	69	
			(10% 対象)	(63)	
			(10% 消費税)	(6)	

※お振込は下記の銀行へお願い致します。

銀行 支店 普通

お客様コード: 1003-78

納品書

伝票No.: 46118
2025年10月6日
1 / 1

〒 524-0021

滋賀県守山市吉身2-5-22

株式会社オフィス・サービス

代表取締役 木村 正治

〒 524-0022

滋賀県守山市守山5丁目1-8

参政党 御中

TEL: 077-581-0075 / FAX: 077-581-0076

品 名 ・ 規 格	数量	単位	単価	金額	備考
コピーカウンター料/モノクロ	140	枚	0.45	63	
9月分					
			小計	63	
			消費税	6	
			合計	69	
			(10% 対象)	(63)	
			(10% 消費税)	(6)	

領 収 証

金 額

参政党

様

No.

78

¥ 69 -

内 訳

現金

小切手

手 形

消費税額等(0%)

コクヨ ウケ-92

但 コピー代 (9月分)

2025年10月23日 上記正に領収いたしました

滋賀県守山市守山5丁目1-8

株式会社 オフィス・サーブス

代表取締役 本村 匠治

TEL(077)581-0075

収入印紙

会計年度	令和 7 年 度	会派名	参政党
整理番号	No. 5	起案日	令和7年12月6日
科目	資料作成費	起案者	北野 裕也

支 出 調 書

金 181 円

表題 コピー代 11月分

支払相手方

住所 守山5-1-8

氏名 (株)オフィス・サービス

上記のとおり支出いたしましたので、報告します。

参政党
会長 北野 裕也

支払日 令和 7 年 12 月 24 日

お客様コード: 1003-78

請求書

伝票No.: 46722

2025年12月6日

1 / 1

法人番号 T2160001015244

〒 524-0021

滋賀県守山市吉身2-5-22

株式会社オフィス・サービス

代表取締役 木村 正治

〒 524-0022

滋賀県守山市吉身1-5-7 1F 1-8

参政党 御中

TEL: 077-581-0075 / FAX: 077-581-0076

品 名 ・ 規 格	数量	単位	単価	金額	備考
コピーカウンター料/モノクロ	199	枚	0.45	89	
コピーカウンター料/カラー	17	枚	4.5	76	
11月分					
			小計	165	
			消費税	16	
			合計	181	
			(10% 対象)	(165)	
			(10% 消費税)	(16)	

※お振込は下記の銀行へお願い致します。

銀行 支店 普通

お客様コード: 1003-78

納品書

伝票No.: 46722

2025年12月6日

1 / 1

〒 524-0021

滋賀県守山市吉身2-5-22

株式会社オフィス・サービス

代表取締役 木村 正治

〒 524-0022

滋賀県守山市守山5丁目1-8

参政党 御中

TEL: 077-581-0075 / FAX: 077-581-0076

品 名 ・ 規 格	数量	単位	単価	金額	備考
コピーカウンター料/モノクロ	199	枚	0.45	89	
コピーカウンター料/カラー	17	枚	4.5	76	
11月分					
			小計	165	
			消費税	16	
			合計	181	
			(10% 対象)	(165)	
			(10% 消費税)	(16)	

領 収 証

金 額

参政党

様

No.

78

¥ 181 -

内 訳

現金

小切手

手 形

消費税額等 (10%)

コクヨ ウケ-92

但 コピー代として (11月分)

2025 年 12 月 24 日 上記正に領収いたしました

滋賀県守山市守山5丁目1-8

株式会社 オフィス・サービス

代表取締役 本村

TEL (077) 581-0075

収入印紙

会計年度	令和 7 年 度	会派名	参政党
整理番号	No. 6	起案日	令和8年1月6日
科目	資料作成費	起案者	北野 裕也

支 出 調 書

金 130 円

表題 コピー代 12月分

支払相手方

住所 守山5-1-8

氏名 (株)オフィス・サービス

上記のとおり支出いたしましたので、報告します。

参政党
会長 北野 裕也

支払日

令和 8 年 1 月 29 日

お客様コード: 1003-78

請 求 書

伝票No.: 47044

2026年1月6日

1 / 1

法人番号 T2160001015244

〒 524-0021

滋賀県守山市吉身2-5-22

株式会社オフィス・サービス

代表取締役 木村 正治

〒 524-0022

滋賀県守山市吉身2-5-22

参政党 御中

TEL: 077-581-0075 / FAX: 077-581-0076

品 名 ・ 規 格	数量	単位	単価	金額	備考
コピーカウンター料/モノクロ	25	枚	0.45	11	
コピーカウンター料/カラー	24	枚	4.5	108	
12月分					
			小計	119	
			消費税	11	
			合計	130	
			(10% 対象)	(119)	
			(10% 消費税)	(11)	

※お振込は下記の銀行へお願い致します。

銀行 支店 普通

お客様コード: 1003-78

納 品 書

伝票No.: 47044

2026年1月6日

1 / 1

〒 524-0021

滋賀県守山市吉身2-5-22

株式会社オフィス・サービス

代表取締役 木村 正治

〒 524-0022

滋賀県守山市守山5丁目1-8

参政党 御中

TEL: 077-581-0075 / FAX: 077-581-0076

品 名 ・ 規 格	数量	単位	単価	金額	備考
コピーカウンター料/モノクロ	25	枚	0.45	11	
コピーカウンター料/カラー	24	枚	4.5	108	
12月分					
			小計	119	
			消費税	11	
			合計	130	
			(10% 対象)	(119)	
			(10% 消費税)	(11)	

領 収 証

金額

参政党

様

No. 78

¥ 130 -

内 訳

現金

小切手

手 形

消費税額等(10%)

コクヨ ウケ-92

但 コピー代として(12月分)

2026年 1 月 29 日 上記正に領収いたしました

滋賀県守山市守山5丁目1-8

株式会社 オフィス・サービス

代表取締役 本村 区陽

TEL(077)581-0075

収 入 印 紙

会計年度	令和 7 年 度	会派名	参政党
整理番号	No. 7	起案日	令和8年1月31日
科目	広報費	起案者	北野 裕也

支 出 調 書

金 235, 678 円

表題 広報誌作成・印刷・折込代(12月議会報告)

支払相手方

住所 播磨田町38-4

氏名 博善社印刷株式会社

上記のとおり支出いたしましたので、報告します。

参政党
会長 北野 裕也

支払日

令和 8 年 3 月 3 / 日

納品書

No. 00105416

得意先コード

9999

守山市議会参政党

様

令和 8 年 1 月 31 日

登録番号:T5160001015340

博善社印刷株式会社

代表取締役 山崎 博

〒524-0012 滋賀県守山市南堀田町38-4

TEL (077) 532-5105

FAX (077) 532-5105

品名	品質	規格	数量	単価	金額	備考
市政レポートvol.9 制作費 B3			1式		10000	
市政レポートvol.9 印刷費 B3			15,600枚	7.95	124020	
市政レポートvol.9 折込費 B3			15,600枚	5.60	87360	
市政レポートvol.9 再印刷費 B3			15,600枚		100000	
税率内訳(10.00%)					321380	
消費税(10.00%)					32138	

上記の通り納品致しました。

担当: 異 清正

合 計

¥

353,518

請求書

No. 00105416

得意先コード

9999

守山市議会参政党

様

令和 8 年 1 月 31 日

登録番号:T5160001015340

博善社印刷株式会社

代表取締役 山崎 博

〒524-0012 滋賀県守山市南堀田町38-4

TEL (077) 532-5105

FAX (077) 532-5105

品名	品質	規格	数量	単価	金額	備考
市政レポートvol.9 制作費 B3			1式		10000	
市政レポートvol.9 印刷費 B3			15,600枚	7.95	124020	
市政レポートvol.9 折込費 B3			15,600枚	5.60	87360	
市政レポートvol.9 再印刷費 B3			15,600枚		100000	
税率内訳(10.00%)					321380	
消費税(10.00%)					32138	

上記の通りご請求申し上げます。

担当: 異 清正

合 計

¥

353,518

取引銀行 三井 行 支店

普No.

普No.

普No.

領収書

守山市議会参政党 様

合計金額

¥ 353,518

但 市政レポートVol.9
上記正に領収いたしました。

10%対象 消費税	321,380 32,138
--------------	-------------------

8%対象 消費税	0 0
-------------	--------

博善社印刷株式会社
登録番号: T5160001015340

〒5240012
滋賀県守山市播磨田町38-4

TEL:077-582-5050
FAX:077-582-5058



$¥353,518 \times \frac{2}{3} = ¥235,678$

守山市議会参政党

守山市政レポート

令和8年1月

Vol.9

令和7年守山市議会12月定例会月会議より



守山市の教職員へのカスタマーハラスメント対策について

非常に残念なことに・・

ご存知
でしたか?!

教職志望者の「教員志望の学生が減っている理由」
として「保護者や地域住民への対応が負担」が有力
な理由の一つとして多数が回答しています。

①日本若者協会の2022年アンケート

〈教員志望の学生が減っている理由〉

調査対象 211名

長時間労働など過酷な労働環境	199人	94%
部活動など本業以外の業務が多い	163人	77%
待遇(給料)が良くない	141人	67%
保護者や地域住民への対応が負担	121人	57%

2016年の愛知教育大学などの調査

小中学校で5割以上!!

保護者や地域住民への対応が負担である	小学校 55.9%	中学校 54.6%
保護者からのクレームへの不安		

※一般社団法人日本若者協会「教員志望の学生が減っている理由」(長時間労働など過酷な労働環境と74%、部活動、教員志望者から回答した教員志望の学生が「アンケート結果」として2022年12月15日発表) / 国立大学入試センター「教員志望者の減少」(2022年12月15日発表) / 愛知教育大学「教員志望者の減少」(2016年調査) / https://www.aed-u.ac.jp/center/teacher/teacher_2016_01_01_01_01_01.pdf

近年、保護者や市民からの理不尽なクレームや過度な要求、いわゆる「カスタマーハラスメント」が全国的に深刻化し、教職員の負担となっていると思います。実際、報道によれば2022年度の教員の休職者数は過去最多の6,539人に上り、その背景には「保護者からの過度な要求や苦情への対応」が一因となっていると指摘されています。

東京都教育委員会の調査でも、公立学校教職員の約2割が過去にカスタマーハラスメントを経験したとされ、教職員が精神的・身体的苦痛を受けている実態が明らかになっています。三重県教育委員会の調査でも約1割の教員が過去1年間にカスタマーハラスメント被害を受けたと回答しており、文科省調査では精神疾患で休職した教員のうち6.3%に「保護者対応」が影響しているとして推定されています。このように、教員の過重な精神的負担は教員不足を助長し、児童生徒に対する教育の質の低下を招く恐れがあります。教職員を安心して職務に専念させることは、ひいては子どもたちの健全な育成や保護者の信頼確保にも直結する課題です。

現在、守山市でも毎年、翌年の教職志望者減少に頭を悩ませているのが現状だと考えます。子どもたちに直接触れ合う先生の数が多くないと、子どもたちに目が届かず、成長の手助けになる環境が整わないのは当然です。そこで、学校の先生のなり手が少なくなっている背景としては、少子化で若年人口が減っているのはありますが、その中で、先生の保護者対応の負担などが教職員を職業として選択しない事が現実です。

日本若者協会の2022年アンケート結果では「保護者や地域住民への対応が負担」(121人)、となり保護者・地域対応の負担が有力な理由の一つとして、多数が回答しています。

現職教員の調査でも同様の傾向があります。以上の調査結果を踏まえ公式な場では「教職志望を敬遠する理由として、長時間労働や部活動負担のほか、「保護者・地域住民への対応の負担」や「保護者からのクレームへの不安」が指摘されています。

文科省も教員の働き方改革指針で、保護者対応は学校外の機関が担うべき業務であると明示し、例として教育委員会の窓口設置や弁護士活用の促進、教員の直接対応を減らす方向性を示しております。

しかし、これらの対応はあくまでガイドラインやマニュアルにとどまり、教員本人の裁量に委ねられた部分が多いのが実情だと考えております。

国の人事院規則でも、職員が行政サービス利用者から不当な要求を受けた際には組織として対応し職員を救済する責務を定めていますが、教育現場に具体化されているとは言えません。

他自治体の事例も参考にしたいと思います。例えば奈良県天理市では、今年4月から学校とは別に「保護者対応の専用窓口」を市役所に設置し、臨床心理士や元校長らが常駐して相談を受け付けています。日常連絡は学校が、意見要望は専用窓口で対応することで教員負担を軽減し、専門家による早期対応を図っています。

さらに三重県では、県が罰則付きの防止条例制定に着手し、正当な理由なく繰り返し謝罪や金銭要求をする行為を「特定カスハラ」と定義、知事の禁止命令違反には罰金を科す制度案を示しています。

以上のように、教職員を守ることは学校の教育環境を守り、ひいては児童生徒や保護者、地域市民の安心・安全にもつながります。真に抑止力を担保するためには、市として条例化を検討すべきだと考えます。

■北野ひろや質問

十分なる検討は必要ですが、例えば三重県の様に、深夜にわたるクレームや、過度な暴言などが酷く、教師や職員の方が極度に疲弊する場合の様な時や、正当な理由なく繰り返し謝罪や金銭要求をする行為を「特定カスハラ」と定義し、悪質な違反者には罰金等の罰則を科す規定を設ければ、事態の深刻化を未然に防ぐ抑止力とも考えられます。

その上で、教育委員会に専任の相談窓口を設け、連携警察署への通報体制や教職員支援の専門チームの創設など、具体的な支援体制を条例に明記してはどうかと考えますがいかがでしょうか?

■教育長答弁

保護者からの過度な要求やハラスメントが、教職員の心身や学校運営に大きな影響を及ぼすことについては、しっかりと考えていく必要があります。一方で、教育は保護者との信頼関係の上に成り立つものであり、まずは学校現場で組織的かつ誠実な初期対応を徹底することが重要だと考えております。

現在は学校に対するカスタマーハラスメントに係る条例の制定は考えておりませんが、他自治体の取り組みも参考にしながら、引き続き対応マニュアルの有効活用やスクールロイヤーとの連携を通じ、適切な対応に努めていきたいと考えております。

■北野ひろやの意見

確かに、保護者との関係確保が重要だと考えます。しかし、現在の教育現場の負担は大きく、子ども達の教育に集中出来ていないと感じます。教職員のなり手がなくなつては元も子もありません。PTAの存続が危ぶまれている中で、教職員の皆様を守る、最低限のルール決めも必要な時期かと考えます。

工場計画に端を発した笠原南遺跡発掘と埋蔵文化財の保存活用について

ご存知
でしたか?!

4大文明より、はるか昔の文明が琵琶湖岸(約1万1千年前)・守山市赤野井湾(約6千5百年前)に存在。

令和7年11月25日、滋賀県文化財保護課は琵琶湖湖底の墓籠尾崎湖底遺跡(つづらおさきこていせき)の調査で、1万500~1万1千年前の縄文土器がほぼ完全な形で残っているのを確認したと発表しました。無人潜水機(湖底スキャナー搭載)を用いて水深64メートル付近で発見されたこの土器は、高さ約25センチの底が尖った砲弾形で、表面に楕円のくぼみが連続する縄文時代早期の「押型土器(おしがたもんどき)」です。同遺跡から出土した土器として最古級とみられ、水中考古学の重要性を示す発見だと滋賀県文化財保護課も強調しています。実際、約1万年以上前のほぼ完全な縄文土器の確認は画期的であり、琵琶湖岸に過去に言われてきた4大文明より、はるか昔の、約1万年以上も前の縄文時代から滋賀県で文明が存在した可能性を示唆するものと考えられます。

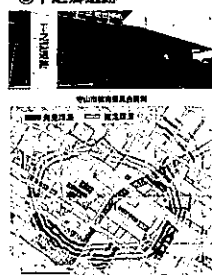
我が街の守山市では、令和6年度11月より工場計画に端を発した笠原南遺跡発掘が行われ、弥生時代末期の前方後方周溝墓が発見されました。守山市は、縄文時代から古墳時代、そして現代に至るまで、豊かな歴史の地層が連続的に形成されています。例えば守山市内の服部遺跡では、約2500年前の弥生時代早期に2万平方メートル超の大規模な水田跡が見つかりました。水田は10~200平方メートルほどの小区画で地形に合わせて造成されていたことがわかっています。また、弥生中期の環濠集落である下之郷遺跡では、幅5~8m・深さ約2mの濠が三重に巡る巨大集落跡(東西約330m・南北約260m、面積約7ha)が確認されており、滋賀県内最大級の環濠集落だったことが明らかになっています。

また、縄文期の生活ぶりを物語る調理技術や湖沼利用の痕跡も注目されます。

守山市の赤野井湾遺跡では、約6500年前(縄文早期末)の集落跡から焼け石を用いた蒸し焼き調理の跡が見つかりました。掘り窪めた土坑に熱した石を入れ、大型の葉で包んだ食材を蒸し焼きにする調理法が当時存在したと推察されています。土坑からはコイやフナなどの淡水魚の骨や、シカ・イノシシなどの獣骨が大量に見つかり、漁網の重りに使った土製・石製の錘も多数出土しました。

一方で、矢尻が少ないことから、当時の主な生業は狩猟より漁労であったと推定されています。さらに、捕れた魚の頭部のみを棄てた土坑も確認されており、獲物を燻製などで保存加工する高度な食料保存技術を有していたと考えられます。服部遺跡の発掘成果でも、木製の田舟や田下駄、朱塗りの木櫛、炭化米などが見つかり、湖沼や湿地を生かした農耕・採集文化がうかがえます。

③下之郷遺跡



守山市教育委員会提供

1994年
現下之郷町中道
における下水道工
事の立会調査で
発見。

この調査は、地下
約2mに下水管を
埋設する際に遺構
を露出していくも
のであったが、こ
れまで把握されて
いなかった環濠集
落の北側環濠の位
置を確認すること
ができた。

このように、守山の縄文人は豊かな水辺の環境を巧みに活用し、独自の食文化と持続的な生活を営んでいました。先人たちの高度な知恵や自然との共生のあり方には、現代の私たちにも学ぶべき点が多いのではないかと考えております。

下之郷遺跡の国指定史跡の弥生中期の巨大環濠集落跡には幅5~8m・深さ約2mの濠が見つかり、最終的には六重の濠があった滋賀県内最大級の集落だったと推定されています。環濠や井戸からは磨製石剣や石鏃(せきぞく)、木製の盾・槍、銅剣・銅戈など多様な武器・武具が多数出土しました。また、稲初めのDNA分析では熱帯性のジャポニカ種まで確認されており、当時すでに高度な農耕技術や広域交流が行われていたことがうかがえます。

②赤野井湾遺跡&服部遺跡



■服部遺跡
縄文時代晩期の土器と、稲作
が始まった弥生時代初期の土
器が同じ地層から出土し、在
来の縄文集落に大陸から人々
が移住して受け入れられ、共
存していた可能性が指摘され
ています。

これは農耕を持ち込んだ新来
者と先住者が比較的平和に交
流し融合したことを示す画期
的な発見で、寛容と協調の地
域史として現代に伝える価値
がある重要な遺跡。

さらに弥生後期になると、伊勢遺跡のように二重の柵で区画された方形区画には祭殿・首長居館等と推定される大型建物群が整然と配置され、南近江地域の政治・祭祀の中心であったと考えられています。

これらの考古学的成果に加え、古事記や日本書紀といった文献伝承も豊富で、672年の壬申の乱では野洲川周辺の安河浜(やすかわはま)で大きな戦闘があったことなどが記されています。これらの事実と物語から、守山は「物語と証拠の両方が存在する」地域であると考えられます。

守山市の服部遺跡は、昭和49年(1974年)に野洲川放水路工事中に発見され、縄文時代における生活文化・調理技術・湖沼利用が示される、縄文時代から平安時代までの遺構・遺物が層状に堆積した貴重な複合遺跡です。特に縄文時代晩期の土器と、稲作が始まった弥生時代初期の土器が同じ地層から出土し、在来の縄文集落に大陸から人々が移住して受け入れられ、共存していた可能性が指摘されています。

これは農耕を持ち込んだ新来者と先住者が比較的平和に交流し融合したことを示す画期的な発見で、寛容と協調の地域史として現代に伝える価値が大いにあります。

■北野ひろや質問

下之郷遺跡ほど重要な遺跡ですら、その発見の契機は下水道や道路整備といった開発事業でした。現在では遺跡の一部が国史跡に指定され、「下之郷史跡公園」として整備されています。貴重な文化遺産を保存した成功例となっています。

下之郷遺跡の事例からもわかるように、行政が貴重な遺構・遺物を保存する事は、守山市だけでなく、日本全体の歴史の発展を見る上においては非常に重要で、今後も、守山市の遺跡を残していくべきだと考えてはいかがでしょうか?

■教育長答弁

遺構や遺物を含む遺跡は、市の歴史文化の成り立ちを明らかにするうえで欠くことのできない市民共有の財産であると認識しています。本市では、開発事業に先立ち適切な事前調整を行い、やむを得ず遺跡が失われる場合でも発掘調査を実施し、写真や図面による記録保存を行っています。下之郷遺跡はその重要性が国に認められ史跡指定され、保存が図られた好例であり、今後も文化財保護の考え方に基き適切に対応していきます。

工場計画に端を発した笠原南遺跡発掘と埋蔵文化財の保存活用について

ご存知
でしたか?!

下之郷遺跡ほど重要な遺跡ですら、発見の契機は下水道や道路整備といった開発事業でした!!

守山市伊勢町・阿村町から隣接する栗東市野尻にまたがる国史跡である伊勢遺跡は、縄文晩期から中世に及ぶ大集落跡で、特に弥生後期（1～2世紀）の国内最大級の祭祀建築で知られています。遺跡中央部には二重柵で囲まれた方形区画があり、その内部に大型建物群が整然と配置されていました。区画の東側には物見櫓と見られる高床建物があり、さらにこの方形区画を取り囲むように直径約220mの円周上に掘立柱建物群が並んでいたことが想定されています。中央の方形区画内の建物は首長が政治・祭祀を執行する施設と考えられ、北側の竪穴建物群は首長居館と想定されています。伊勢遺跡は当時、近江南部地域における政治・祭祀の中心拠点だったと考えられます。事実、これほど大規模かつ体系的な祭祀空間は全国的にも稀であり、「魏志倭人伝」に見える近江の「クニ」の有力候補の一つとして注目されています。

守山YEG（商工会議所青年部）は、邪馬台国近江説の書籍刊行を契機に、現代の「牟弥呼」を選出して守山の魅力を発信し、地域活性化を図る「もりやま牟弥呼コンテスト」を開催しています。

一方、野洲市の大岩山遺跡では計24口もの銅鐸が出土し、野洲市は「銅鐸のまち」としてその歴史資源を生かしたまちづくりに取り組んでおられます。

④伊勢遺跡遺跡

守山の伊勢遺跡は、野洲の銅鐸祭祀とも密接に関連する広域祭祀ネットワークの中核拠点であったと考えられます。

■北野ひろや質問

そんな歴史ロマンを感じさせる物語性も、地域振興に活用できるのではないのでしょうか。教育長は、伊勢遺跡が担った広域祭祀ネットワーク上の役割を考え、今後守山市をその歴史的中核地としてどう活用・発信していきますか？

■教育長答弁

伊勢遺跡と野洲市の銅鐸出土遺跡との関係については、時期の重なりから関連性を指摘する意見もありますが、考古学的には明確に解明されていないと認識しています。そのため、市としては、まず伊勢遺跡そのものの価値や魅力を広く発信することが重要であると考えています。史跡公園の活用や展示、保存会の協力による解説、体験学習などを通じ、特に子どもたちが伊勢遺跡を身近に感じ、学べる機会の充実に取り組んでまいります。

直近では、守山市笠原町で、令和6年度から産業用地開発に先立つ発掘調査が行われ、笠原町南遺跡が発見され、弥生時代末～古墳時代初頭の集落跡と墓域が確認されました。

特に、弥生終末期の前方後方形周溝墓（ぜんぼうこうほうけいしゅうこうぼ）が2基、一直線上に並んで出土した点は注目に値します。前方後方形周溝墓は前方後方墳の前身にあたる四角い墳丘を持つ周溝墓で、主に弥生時代末から古墳時代初頭にかけて近江などで造られた形式です。今回見つかった2基の周溝墓は墳丘こそ削平されていますが、周囲に方形の溝が巡り、全長は約20m規模と推定されています。これらの首長墓が連続して造営された景観は壮観であり、当時この地に強大な豪族が出現していたことを示唆するものと考えられます。

さらに、古墳時代後期から平安時代にかけての野洲川の跡や古代・中世の土器も検出されており、笠原南遺跡一帯が長期にわたり人々の生活・祭祀の場であったことが明らかになってきました。弥生末期に銅鐸祭祀で隆盛した首長が、前方後方形周溝墓を築いてヤマト王権の一翼を担う地方豪族へと成長した可能性があります。実際、野洲・守山地域では銅鐸埋納と古墳造営の連続性が指摘されており、野洲大岩山古墳群（おおいわやまこふんぐん）で最古の前方後方墳である富波古墳（とばこふん）は、大岩山銅鐸を埋納した首長の墓と言う説もあります。

⑤笠原南遺跡遺跡

弥生末期に銅鐸祭祀で隆盛した首長が、前方後方形周溝墓を築いてヤマト王権の一翼を担う地方豪族へと成長した可能性があります。

野洲・守山地域では銅鐸埋納と古墳造営の連続性が指摘されており、野洲大岩山古墳群で最古の前方後方墳である富波古墳は、大岩山銅鐸を埋納した首長の墓ではないかという説もあるようです。

ロマンをかき立てる話だと思えます。さらに時代を下れば、この近江の地は壬申の乱（672年）という古代最大の内乱の舞台ともなりました。笠原南遺跡周辺にもヤマト朝廷側と友皇子側の攻防や伝説が残されているかもしれません。

ロマンをかき立てる話だと思えます。さらに時代を下れば、この近江の地は壬申の乱（672年）という古代最大の内乱の舞台ともなりました。笠原南遺跡周辺にもヤマト朝廷側と友皇子側の攻防や伝説が残されているかもしれません。

古代から中世に至る長い歴史のレイヤーが幾重にも重なった守山の大地に思いを馳せるとき、私たちは先人から受け継いだ財産を未来へ伝える使命を痛感いたします。

■北野ひろや質問

現在、笠原町では蓄電池大手GSユアサによる大規模工場建設計画が進行中で、守山市も官民連携で笠原産業用地の造成を進めてきました。急ぐ余り貴重な文化遺産を失っては本末転倒です。笠原南遺跡については、調査結果を踏まえた慎重な対応が求められます。地域経済の発展と文化財保護を両立させ、子孫に誇れるまちづくりを実現することこそ、我々現代に課せられた責務ではないかと考えております。GSユアサによる工場進出計画と埋蔵文化財の保護活用をどう両立させていくお考えか、お伺いいたします。

■教育長答弁

前方後方形周溝墓の全景を含む遺跡の広範囲について、当時の景観が明らかになったことが、今回の発掘調査の成果と言えます。今後予定されている笠原南遺跡東地区の開発にあたっては、当該事業者と遺構保存について協議するなか、やむを得ず遺構が破壊される場合には発掘調査を行い、その記録を残してまいります。なお、発掘調査を進めるなかで、重要と考えられる遺跡が発見された場合には県や専門家の判断を仰ぎ、判断してまいります。

■北野ひろやの意見

やむを得ず現地保存が困難な場合でも、詳細な記録保存を行い、次世代に知見を確実に継承していくと言う事がどこまで出来るのかという所が重要だと考えております。昭和30年代後半、1973年の守山市の人口は39,159人が2020年の86,236人へと、約50年間で人口は2倍弱に増加しました。若く社会増としても人口は増えています。そこで各世代の興味や価値をこきり立て、と理解されているのが肝心です。せっかくの守山市の先達たちの知見を、しっかり後世に引き継ぐ取り組みが、地味に必要だと考えております。

「考古学のまち守山」プロデュース構想について

いかが
でしょう!?

世界最古級の歴史と伝統に恵まれた守山市を 「考古学のまち・守山」プロデュースしませんか!

考古学のまち守山プロデュース構想について、市長に、お伺いします。
本市には服部遺跡、下之郷遺跡、伊勢遺跡、下長遺跡、笠原南遺跡など、縄文時代から古墳時代にかけての遺構が連続的に存在し、極めて希少な文化遺産となっています。例えば服部・下之郷・伊勢遺跡はいずれも全国的に著名な弥生時代の大型遺跡であり、笠原南遺跡でも弥生末～古墳初頭の方形周溝墓が直列で見つかるなど、学術的にも多層・高密度の埋蔵文化財が確認されています。

一方、青森県の三内丸山遺跡や佐賀県の吉野ヶ里遺跡、静岡県豊田町の登呂遺跡などでは、遺跡の保存・活用を地域振興や観光・教育と結びつける戦略が成功しており、史跡公園や博物館施設によって当時の暮らしや祭祀の様子をわかりやすく伝えていきます。本市においても、「もりやま早弥呼コンテスト」などの市民参加型イベントの開催や、伊勢遺跡の史跡整備に市民が協力する動き、びわこ地球市民の森や北部エリア整備との連携の可能性など、市民レベルで考古学を活かしたまちづくりへの関心が高まっていると感じます。

守山市は、現在は京阪神地域のベッドタウンとして、日本ではまれな人口上昇地域ですが、守山市の観光的未来性が少ないのが現状です。ホテルの街守山ではピークが一週間しかありません。

■北野ひろや質問

今回の遺跡の発見という好機を捉え、日本有数の連続的な考古学の街として、本市も今こそ「考古学のまち守山」を明確なビジョンとして掲げ、教育、観光、環境、開発を調和させた街づくりを進めるべきではないでしょうか。

市長には、この考古学のまち守山構想を基本方針としてどのようにお考えか、また今後の推進に向けたお考えをお伺いします。

■市長答弁

本市には各時代を代表する遺跡が連続的に存在しており、これらは守山の大きな特性であり貴重な財産です。市では既に文化財保存活用地域計画を策定し、文化財を単体ではなく面的・一体的に捉え、教育や観光、地域振興に生かす取組を進めています。今後も貴重な文化財を大切に守り活かしながら、文化財とともにあるまちづくりを実現するため、多様な世代の人々が守山の歴史文化に愛着と誇りを持つ機会を創出し、文化財の保存と活用を推進してまいります。

■北野ひろやの意見

守山市は縄文時代からの遺構が連続的に存在し、極めて希少な文化遺産があります。現在は京阪神地域のベッドタウンとして、日本ではまれな人口上昇地域ですが、観光的未来性が少ないのが現状です。ホテルの街守山ではピークが一週間しかありません。今こそ、「考古学のまち守山」を明確なビジョンとして掲げ、市教育、観光、環境、開発を調和させた街づくりを進めていただきたいです。駅前再開発中の守山駅に、全国的にもまれな古代史の歴史を模型や年表表を作り、観光名所やシビックプライドを生むものを作った方が、先人から受け継いだ守山を未来に、守り山としての役割を果たすことと考えるので、ぜひ作成をお願い致します。

国旗損壊罪 意見書の提出を目指します

「日本国国旗損壊罪」の早期制定を求める意見書(案)

刑法92条には「外国国旗損壊罪」が定められており、その構成要件は、「外国に対して侮辱を加える目的」で、「その国(外国)の国旗そのほかの国章を損壊し、除去し、または汚損」することとなっている。これは、外交への悪影響を避けるために定められているが、自国の国旗等についての条文が無かったのは、当然のこととして日の丸を自ら損壊しようとする人はいないという前提に基づくものである。

しかしながら、残念なことに侮辱的な意思を持って日本国の国旗を損壊汚損する事例は存在する。「国旗及び国歌に関する法律」が制定されたのも、国家の象徴としての国旗について、我が国のみならず他国のものも尊重するようになることが期待されていることであるが、罰則規定についても外国国旗等と同様に定めておくべき状況である。

器物損壊罪の適用で十分ではないが、あるいは表現の自由の観点から処罰規定の新設は問題であるという主張もあるが、そもそも自国の国旗を大切にできない国家が諸外国と円滑な外交関係を構築することができるとは思えない。

よって、速やかに「日本国国旗損壊罪」の制定を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

守山市議会参政党として、本意見書を提出しようと、議会内の調整を図りましたが、残念ながら他議員の同意を得られず、提出する事が出来ませんでした。守山市議会の意見書の提出には、提出者と、賛同者の2名が必要となります。

非常に残念ですが継続的に取り組んで、守山市議会内でも、決決してまいります。

この市政レポートの限られた誌面では、質疑のすべてを記載できませんので、正確な内容は、ぜひ守山市議会のYoutubeをご覧ください▶

守山市議会議員 北野ひろや

〒524-0012 滋賀県守山市播磨田町986-1

☎ 090-1149-6182 ☎ 077-576-0334

✉ sanseito.shiga.kitano@gmail.com



北野ひろや
Facebook



参政党
ホームページ



会計年度	令和7年度	会派名	参政党
整理番号	No. 8	起案日	令和8年2月13日
科目	預金利息	起案者	北野 裕也

収入調書

金 226 円

表題 預金利息

収入相手方

住所

氏名 滋賀銀行

上記のとおり収入いたしましたので、報告します。

参政党
会長 北野 裕也

収入日 令和 8 年 2 月 13 日

7	08.01.13	D		130	12月分	¥249,643	241
8	08.02.13	B お利息	ケツリ		226	¥249,869	241E
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							

記号説明

A.....現金入金

B.....振替入金

D.....現金支払

E.....振替支払

G, H, I.....手形、小切手等による入金

手形、小切手等による入金について払戻しができる
予定の日

G, H.....取扱日を定めて3営業日後

I.....取扱日を定めて4営業日後

ただし、取立の方法および支払地、支払期日によ
り前払する場合があります。

会計年度	令和 7 年 度	会派名	参政党
整理番号	N o. 9	起案日	令和8年3月6日
科目	資料作成費	起案者	北野 裕也

支 出 調 書

金 391 円

表題 コピー代 2月分

支払相手方

住所 守山5-1-8

氏名 (株)オフィス・サービス

上記のとおり支出いたしましたので、報告します。

参政党
会長 北野 裕也

支払日 令和 8 年 3 月 14 日

お客様コード: 1003-78

請 求 書

伝票No.: 47668
2026年3月6日
1 / 1

〒 524-0021

滋賀県守山市吉身2-5-22

法人番号 T2160001015244

株式会社オフィス・サービス

代表取締役 木村正治

〒 524-0022

滋賀県守山市守山5丁目1-8

参政党 御中

TEL: 077-581-0075 / FAX: 077-581-0076

品 名 ・ 規 格	数量	単位	単価	金額	備考
コピーカウンター料/モノクロ	152	枚	0.45	68	
コピーカウンター料/カラー	64	枚	4.5	288	
2月分					
			小計	356	
			消費税	35	
			合計	391	
			(10% 対象)	(356)	
			(10% 消費税)	(35)	

※お振込は下記の銀行へお願い致します。

銀行 支店 普通

お客様コード: 1003-78

納 品 書

伝票No.: 47668
2026年3月6日
1 / 1

〒 524-0021

滋賀県守山市吉身2-5-22

株式会社オフィス・サービス

代表取締役 木村正治

〒 524-0022

滋賀県守山市守山5丁目1-8

参政党 御中

TEL: 077-581-0075 / FAX: 077-581-0076

品 名 ・ 規 格	数量	単位	単価	金額	備考
コピーカウンター料/モノクロ	152	枚	0.45	68	
コピーカウンター料/カラー	64	枚	4.5	288	
2月分					
			小計	356	
			消費税	35	
			合計	391	
			(10% 対象)	(356)	
			(10% 消費税)	(35)	

領 収 証

参政党

様

No. 78

金額

4391-

内 訳

現金

小切手

手 形

消費税額等(10%)

コクヨ ウケ-92

但 2026 年 3 月 14 日 上記正に領収いたしました

滋賀県守山市守山5丁目1-8

株式会社 オフィス・サービス

代表取締役 本村 隆夫

TEL(077)581-0075

収入印紙

会計年度	令和 7 年 度	会派名	参政党
整理番号	No. 10	起案日	令和8年3月30日
科目	広報費	起案者	北野 裕也

支 出 調 書

金 13,373 円

表題 広報誌作成・印刷代(3月議会報告)

支払相手方

住所 播磨田町38-4

氏名 博善社印刷株式会社

上記のとおり支出いたしましたので、報告します。

参政党
会長 北野 裕也

支払日 令和 8 年 3 月 31 日

納品書

No. 00106004

得意先コード

9999

守山市議会参政党

様

令和 8 年 3 月 30 日

登録番号:T5160001015340

博善社印刷株式会社

代表取締役 佐々木 博

〒524-0012 滋賀県守山市藤原町38-4
TEL (077) 5312115 FAX (077) 5312158

品名	品質	規格	数量	単価	金額	備考
市政レポートvol.10 制作費 B3			1式		10000	
市政レポートvol.10 印刷費 B3			5,000枚	16.40	82000	
税率内訳(10.00%)					92000	
消費税(10.00%)					9200	

上記の通り納品致しました。

担当: 龔 清正

合計

¥ 101,200

請求書

No. 00106004

得意先コード

9999

守山市議会参政党

様

令和 8 年 3 月 30 日

登録番号:T5160001015340

博善社印刷株式会社

代表取締役 佐々木 博

〒524-0012 滋賀県守山市藤原町38-4
TEL (077) 5312115 FAX (077) 5312158

品名	品質	規格	数量	単価	金額	備考
市政レポートvol.10 制作費 B3			1式		10000	
市政レポートvol.10 印刷費 B3			5,000枚	16.40	82000	
税率内訳(10.00%)					92000	
消費税(10.00%)					9200	

上記の通りご請求申し上げます。

担当: 龔 清正

合計

¥ 101,200

取引銀行 三井銀行 支店

普No. 三

領収書

守山市議会参政党 様

合計金額

¥ 101,200

但 市政レポートVol.10
上記正に領収いたしました。



10%対象	92,000
消費税	9,200
8%対象	0
消費税	0

博善社印刷株式会社
登録番号: T5160001015340

〒5240012
滋賀県守山市播磨田町38-4

TEL:077-582-5050
FAX:077-582-5058

政務活動費の
残額分

¥13,393 分の
支出

北野ひろや 守山市議会

守山市政レポート

令和8年3月
Vol.10



令和8年守山市議会3月定例会月会議より

国のプライマリーバランス黒字化路線について

今までの政府の方針は正しかったのか？..

ご存知
でしたか？！

財政健全化の目的は「何でもプライマリーバランス黒字化」ではなく「経済の潜在力を高めつつ、比率を安定させる妥当な赤字の範囲を見極める事」では

質問1 プライマリーバランス黒字化とは？

令和8年(2026年)1月23日解散/2月8日開票
自民316+維新36=連立352議席(公決)

これまでの政府方針 ① PB黒字化を最優先

「国の借金=将来のツケ」強調
黒字化が目的化し予算を抑制
需要不足で デフレ継続

負のサイクル

PB黒字化
最優先

緊縮財政
(投資減)

経済縮小
デフレ

提案する見方 成長と規律の両立

高市政権の方針

「成長なくして健全化なし」未来への投資で供給力を強化

$$\Delta b = (r - g)b - s$$

名目成長率(g) > 国債金利(r)
なら財政は持続可能

(b:債務GDP比, r:利子率, g:名目成長率, s:基礎的収支GDP比) により表される (Domar, 1944)

成長の好循環

積極投資
(成長分野)

名目GDP
拡大

債務比率
改善・安定

② 国と地方の決定的違い：通貨発行権

国は通貨を発行できるが、地方自治体は通貨発行権がないため、同列には論じられない。

本市としてのスタンス (提言) 過度な引き締めで、将来投資まで萎縮させないこと

出典：内閣府(解散決断)/自民党公式(選挙結果・首魁指名)/Domar(1944)/財務省(財政関係資料)(令和8年2月9日確定)、自民党公式サイト(第51回衆議院選挙結果)(令和8年2月)、Domar, E. D. (1944) "The Burden of the Debt and the National Income", American Economic Review, 財務省「日本の財政関係資料」令和7年度

これまで政府は「国と地方を合わせた債務残高がGDPの二倍を超えている」「将来世代に負担を先送りしないために財政健全化が急務である」と説明し、プライマリーバランスの黒字化を財政運営の最重要目標として掲げてきました。

国債は政府の債務である一方、国内保有が中心である限り、民間部門にとっては金融資産という側面も持つという二面性を有しております。

もちろん、問題が存在しないと断じることは適切ではありません。分配構造、将来の税負担、金利環境、インフレとの関係など、多面的な検討が不可欠であります。

しかし少なくとも、「国の借金=そのまま将来世代の純負担」という単純化は、経済の全体構造を十分に捉えた理解とは言えないと考えます。財政の持続可能性を測るうえで本質的なのは、債務残高の水準そのものよりも、経済規模との関係、すなわち債務対GDP比の推移であります。

理論的には、債務比率は金利(r)、名目成長率(g)、そして基礎的収支の組み合わせによって動きます。いわゆるドーマー条件が示すのは、財政の目的が単なる黒字化ではなく、「成長と負債の適切な関係性を維持すること」にあると考えます。

この視点に立つならば、財政健全化の目的は「何でもプライマリーバランス黒字化」ではなく、「経済の潜在力を高めつつ、比率を安定させる妥当な赤字の範囲を見極めること」にあると考えます。

■市長への質問

国がこれまで掲げてきたプライマリーバランス黒字化路線について、どのように評価しておられますか。国債を単純に「悪」と捉え、必要な公共投資まで抑制する姿勢が持続可能性を高めるのか、それとも成長と財政規律の両立を目指す方が合理的であるとお考えでしょうか。本市の立場から、国の財政運営などのように評価しておられるのか伺います。

■市長答弁

国のプライマリーバランス黒字化路線について、私の評価は、税収等の財源では膨張する歳出をあがなうには全く足りない財政状況の中で、市場の信認を受けつつ、大量の国債を発行し続けるために考え出した苦肉の策であると、理解しています。大量の国債発行を続けつつ、市場の信認を受けるため「これ以上政府債務残高を増やさないで、安定的に国債発行させてください」と市場へ説明するための苦肉の策であると理解しています。

■北野意見

理解する部分もあります。しかし、この失われた30年、それ以前も含めて、日本国内への必要な投資が十分になされてきたかは議論が必要だと考えます。プライマリーバランス黒字化という目標で、国民は「国債=悪」のようなイメージを持っています。必要な投資をしないと人口も内需も経済も伸びません。結果、豊かで強い日本や守山市も無いと思います。

一人あたりGDPという指標の意義について

いかが
ですか!?

『守山市の一人あたりGDP等の政策指標としての有効性を長期ビジョンに使用しませんか?』

質問2 一人あたりGDPの意義と運用提案

一人あたりGDP = 市民の「付加価値創造力」

単なる経済数値ではなく、市民一人ひとりが1年間で生み出す価値の総量

滋賀県「市町民経済計算」(R4年度)

市町内総生産 **3,216億円**
(321,638百万円)

市町民所得 **2,838億円**
(283,761百万円)

● 滋賀県の公式推計値(推計結果)を採用

運用提案: 基準線として採用

- ✓ 推計であることを明記しつつ
公式な基準線としてKPI化
- ◎ 県の改定に合わせて数値を更新し
長期的な経済力の推移を観測

◎ 期待される効果

歳出判断の「ものさし」となり、
市民の実生活向上を数値で評価可能に

正確性より「傾向把握」を重視し、政策評価の軸に据えるべき

出典: 滋賀県「令和4年度滋賀県市町民経済計算の推計結果について」(令和7年3月28日公表、同4月15日訂正)、内閣府「県民経済計算」令和4年度

市長に、一人あたりGDPという指標の意義について伺います。
一人あたりGDPとは、「国内総生産(GDP)を人口で割った値」「市民一人ひとりが1年間で生み出す付加価値の額」を示す指標です。これは単なる経済用語ではなく、私たちの生活水準を測る有用なものです。一人あたりGDPが高いほど、一人当りに豊富な財やサービスが行き渡っていることを意味し、裏返せば賃金水準の高さや消費の余力の大きさを反映します。

また所得税や消費税など税収の源でもありますし、ひいては行政が提供できる福祉や教育のサービス水準にも影響を与える、経済と暮らしを結び土台となる指標です。

しかし、市レベルで正確なGDPを把握することは容易ではありません。国全体のGDPは内閣府等が統計を出しますが、「守山市のGDP」というものは公式には算出されていないのが現状です。

とはいえ、代わりに近似できる代理指標は存在します。本市の例で言えば、市民一人あたり所得や、一人あたりの市税収入額、あるいは事業所あたりの生産額など、経済活動の規模を推し量るデータがいくつかあります。

こうした指標を組み合わせれば、市政の成果を経済面から評価したり課題を抽出したりすることは可能であると考えます。たとえば一人あたり市税収入の推移を追えば、市民の所得水準や企業活動の活発さがある程度見えてくると考えます。本市の政策によってそれらが改善しているのか、それとも停滞しているのかをチェックすることは、市民福祉の向上に直結する評価軸となりえるのではないかと考えます。

私の私見ですが、そもそも今回ご提案した、滋賀県市町民経済計算を長期ビジョン2035に入れ、更に、合計特殊出生率や市内の就業率を向上させるために調査し、評価軸に加えることも重要だと考えております。



北野 裕也 議員

その中において、今回の市長の施政方針演説、提案理由については「総花的であり、かつ目標設定を欠き、定性的で、実施内容は定めていても効果検証がしづらい事業」が多いのではないかと考えています。

少なくとも市民の現在の経済状況が分かりやすい滋賀県市町民経済計算を指標として出し、人口で割った数字を出し、それを拡大していく方向を考える事が重要な事だと考えております。

市長への質問

市長は「一人あたりGDP」のような市民一人当たりの経済指標を、市政運営の政策目標・評価軸として重視すべきだとお考えでしょうか。本市独自のGDP算出は難しくとも、類似指標を活用して政策の効果判定する事が重要と私は考えます。そこで、滋賀県が公表する「市町民経済計算」を基準線として参照する考え方があります。県の資料では守山市の令和4年度の推計として、市町民所得283,761百万円、市町内総生産は321,638百万円が示されています。この指標、市長と自身、その一人あたりGDPの概念やそれに準じる指標についてどのように認識し、政策判断に活かしているのか、また今後どのようにしていくのか、お伺いします。

市長答弁

「一人あたりGDP」の様な経済指標については、あくまで参考数値として参照することや、国が経済に関するKPIの設定を求める総合戦略の中で、数値目標として定める程度にとどめ、市政運営に当たっての評価軸とする事は適当でないと認識しております。

なぜなら、市政運営の評価軸として重視し、政策判断に活かす指標は、市が行う各種施策によって、その指標が大きく影響を受けるという性質のものを選ぶべきだからです。

具体的には、GDPの算出に影響を与える要素は多岐に渡りますが、影響の大きい要素を抽出すると、個人消費、設備投資、政府支出、純輸出、労働力、生産性、金利、為替レート、エネルギーコストなどです。これらが市の施策で大きく変わる事はほぼ存在しないので、適切でないと考えます。

守山市は責任ある積極財政を行うの？

考えて
見よう？！

「守山市の『責任ある積極財政』について！」

質問3 守山市版『責任ある積極財政』の定義

▲ 大前提
通貨発行権がない
地方自治体の制約

市長の責任

① 国への
意見具申

② 市の
計画変更

③ 市民への
説明責任

④ 攻めの判断 「積極」とは

！何を優先的に増やすか

- インフラ安全更新・防災
- 人材育成・教育投資
- 産業振興・子育て支援

⑤ 「責任」とは 守りの判断・現状認識 (R6決算)

① 経常収支比率(硬直化懸念)	② 財政力指数(3カ年平均)
95.8 %	0.8 ※非不交付団体
③ 実質公債費比率 / 将来負担	④ 基金 vs 地方債現在高
3.5 % 18.0(健全)	財調基金 24.77億円
	地方債 349.70億円

⑥ 現状を踏まえ、市民に分かる言葉で端的な定義をお願いします

出典：守山市「令和6年度決算状況」(令和6年9月公表)、守山市「令和6年度決算に基づく健全化判断比率」(令和6年公表)、滋賀県「市町村決算状況調査」令和5年度

ここで改めて、重要な点として、地方自治体には通貨発行権がありません。お金を刷って財源を生み出すことができるのは国(政府と日本銀行)だけであり、市は自らの税収や交付金の範囲内でやりくりするしかありません。市に通貨発行権がないからこそ、国の財政金融政策が本市に与える影響について、市長自ら認識し、必要に応じて国に意見具申を行う責任と、市の計画を見直す責任があると、私は考えます。

また同時に、市民に対して国の動向を正しく説明し、本市の財政判断の背景を理解してもらう説明責任も負っていると考えております。

責任ある積極財政とは、総理が国家の財政運営に自ら責任ある積極財政を行うということだと考えております。つまり地方自治体においては、首長が自らの責任において積極財政を行う事だと私は考えております。

我が国はバブル崩壊以降、約30年にわたり低成長・物価低迷の時代が続き、「失われた30年」とも形容されます。背景には様々な要因がありますが、本質的には国内総需要である消費と投資の不足が経済の停滞を招いてきたと考えられます。

民間消費が伸び悩み、企業も設備投資を控える。政府支出も財政制約から積極策を取れない。そうした需要不足の構造の中で、常に供給力に見合うだけの需要がない、言い換えればモノやサービスが売れない状態が慢性化してきました。その結果がデフレーションであり、賃金停滞であり、国全体の経済縮小です。

守山市は、地理的条件にも恵まれ、また先人の行政の努力もあり、本市の人口はこの直近の8年間で約7%増と増加傾向にあります。人口増に伴い、本市の個人市民税収入も概ね増加基調をたどってきましたが、この10年で「経済規模」はある程度拡大したものの、肝心の一人ひとりの豊かさは大きくは変わっていないのではないかと、私はそのように分析しております。

■質問
そこで、市長に伺います。本市において、市長が考える「責任ある積極財政」とは、いかにどの施策を「優先的に実施しようとしているのかを伺います。
具体的に(安全更新、人材育成、子育て、教育、防災等)を、市民にも分かるように、端的に方針を示していただけますでしょうか。

■市長答弁

守山市では、特段「責任ある積極財政」という概念は採用しておりません。施政方針の中で申し上げたとおり、財政規律を堅持し、財政改革プログラムを遵守する中、これまで議論、検討を進めてまいりました守山の将来を見据えた大規模プロジェクト、いわば「攻め」の施策と、市民に身近で寄り添ったきめ細かい施策、いわば「守り」の施策の二兎をバランスよく組み合わせる事で、「守山に住んでよかった」「また守山に戻ってきたい」と実感できるサステナブルなまちづくりを目指してまいります。

優先的に実施する施策については「ゆりかごから墓場まで」取り組むべき課題は極めて幅広く、その必要性や重要度を踏まえつつ、バランスの取れた市政運営に取り組んでまいります。

■質問
そこで市長に伺います。この過去10年ほどの本市の市税収入の推移をどう評価しておられますか。人口増など外的要因に支えられてはいるものの、市税について、内田市と比べてどのような悩み・困りがあるとお感じになっているのか、またその克服に、今後どのような施策展開が必要と考えるのか、ご所見をお願いします。

■市長答弁

本市の過去10年における市税収入状況は、令和2年度のコロナ禍や、令和6年度の国による定額減税を除き、毎年、前年を上回る決算で推移しております。

10年前の27年度決算と比較しますと、個人市民税で約12億円、固定資産税、都市計画税で約11億円、合わせて23億円の増収となる見込みです。

このことから、引き続き緩やかな人口増加が継続するようまちの魅力を更に高め、長期ビジョンに掲げる2035年の人口目標88,000人の実現を図るとともに、現在進めています企業誘致を着実に進め、税源涵養にかかる各施策に取り組んでまいります。

守山市における官民連携下水道ウォーターPPPについて

いかが
でしょう?!

『守山市における官民連携で下水道事業を
半民営化する下水道ウォーターPPPについて!』

質問6 世界の現実「再公営化」へ ～水道PPPの失敗と自治体による再公営化の潮流～



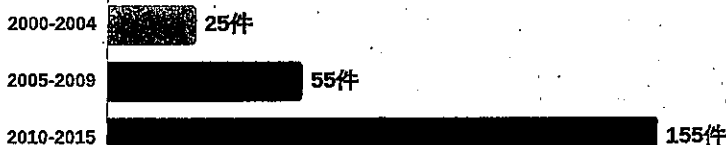
2000年～2015年で235件の水道再公営化が発生

失敗の主な要因：料金高騰、財務の不透明化、管理不能、サービス低下

地域別内訳 (37カ国・235件)



年代別 再公営化件数の推移 (加速する流れ)



パリ (2010年)

背景 Veolia・Suezとの25年契約終了

↓ 水道料金 8%削減

★ 年間 3,500万€ 節約



ベルリン (2013年)

背景 RWE・Veolia 部分民営化の失敗

▲ 料金高騰・契約不透明

☑ 市民投票で株式買戻し

出典：Kishimoto, S., Lobina, E., & Pettigrew, O. (2015) Our Public Water Future: The Global Experience with Remunicipalisation. Transnational Institute / PSIRU 水本報告書・フレイグマン (2019) 再公営化という選択ー世界の民営化の失敗から学ぶ。トランスナショナル研究所 (日本版) (出典・複製権所有)
 ① Lobina, Wegmann & Nicke (2021) PSIRU/Univ. of Greenwich. "Water remunicipalisation in Paris, France and Berlin, Germany" PDF p.11. Efficiency savings! 背景: €35 million / 8% (July 2011) (PDFテキスト抽出: P10 (423-426) https://gala.gre.ac.uk/id/eprint/31646/3/31646%20LOBINA%20et%20al%20Water%20Remunicipalisation%20in%20Paris%20PSIRU%202021.pdf)
 ② Water UK (2019) "Re-municipalisation case study review" Berlin: 株式会社水産 (2012 RWE・2013 Veolia) PDF p.22 (P22 (1794-1796) , 市民投票 (Feb 2011) PDF p.22 (P22 (1803-1807) https://www.water.org.uk/sites/default/files/wpr/2019/10/re-municipalisation-case-study-review-25.07.19_FINAL.pdf)

国が推進しているウォーターPPPについて質問をいたします。ウォーターPPPとは、水道・下水道・工業用水道において、官民連携により維持管理と更新を一体で長期的に委ねる枠組みであり、「コンセッション方式」と「管理・更新一体マネジメント方式」などを含む制度的総称であります。

まず、水道について、国は名目GDPを指針とし、投資と技術革新によって経済成長を促進することを掲げています。しかし、水道は成長産業ではありません。水道の価値は、「拡大」ではなく「停止しないこと」にあります。事故が起きないこと、災害時に迅速に復旧できること、平時に安定供給が維持されること、それ自体が最大の価値であります。水道は典型的な自然独占型インフラであり、代替がなく、生活に直結し、停止が許されない公共財であります。

海外では、水道サービスの民間関与が進んだ後、料金上昇や投資不足、財務不安定、透明性の問題などを背景に再公営化へ転換した事例が複数確認されています。2000年以降の調査で、2000～2015年に235件の再公営化が記録されているという研究も存在します。

守山市においても、現在下水道事業について、老朽化更新投資の増加や人口構造の変化という課題に直面しております。しかし、だからこそ問うべきは、「民間に委ねるか否か」という二項対立ではなく、「市が最終責任を持ち続ける体制をどう強化するか」であります。

下水道ウォーターPPP導入によって、懸念されるのは、民間事業者は利益を優先する傾向があるため、環境への配慮や水質管理が二の次になり、琵琶湖を含む地域の水質汚染リスクが生じる可能性が指摘されています。

また、契約に基づいた運営となるため、災害時や緊急時の対応において、行政直営のような柔軟な判断がしにくくなる恐れがありサービスの低下を招くと想定されます。

■市長へ質問

守山市として下水道インフラを市営のまま維持し、最終責任を市が負うべきことを、明確に原則として位置付けるお考えはありますか。その上で、国に対し、最終自治体が責任を果たし続けるための財源措置や制度支援を求めるべきではないでしょうか。いわゆる費用対効果の議論が最優先でしょうか。果たして効率性が下水道インフラに必要な議論なのか。改めて国に対しても申し入れを行うべきではないでしょうか。それこそが水と緑の恵みが生じるまち守山を創る本市における、責任ある積極財政の具体的な具現ではないかと私は考えますが、市長のお考えをお示しください。

■市長答弁

本市の下水道事業の責任主体について明確に申し上げますが、市は今後も事業の経営主体として最終責任を負い続けます。ウォーターPPPの導入に向けた事前検討は、官民連携方式として、長期契約で管理と更新を一体的にマネジメントするものであり、本市が取り組むレベル3.5は、既に民間委託している業務を統合し、より効率的な事業運営を図るものです。このため、事業の運営主体はあくまでも市であり、これまで通り市が責任をもって下水道事業を運営していく事には変わりはありません。事業主体性は引き続き市が保持し、料金設定や投資判断などの政策決定は市が行います。民間事業者は市の指示・監督のもとで業務を遂行する立場にあります。国へは、私自ら意見を述べてきました。市として、技術職員の育成に努め、職員の専門性の向上と技術の継承を図り、適正な維持管理を構築することで安全安心な下水道サービスを継続的かつ安定的に提供します。

守山市議会議員 北野ひろや

〒524-0012 滋賀県守山市播磨田町986-1

☎ 090-1149-6182 ☎ 077-576-0334

✉ sanseito.shiga.kitano@gmail.com



北野ひろや

X



北野ひろや

youtube

この市政レポートの限られた誌面では、質疑の

すべてを記載できませんので、正確な内容は、

ぜひ守山市議会のYoutubeをご覧ください▶



会計年度	令和 7 年 度	会派名	参政党
整理番号	No. 11	起案日	令和8年3月31日
科目	資料作成費	起案者	北野 裕也

支 出 調 書

金

26

円

表題 コピー代 3月分

支払相手方

住所 守山5-1-8

氏名 (株)オフィス・サービス

上記のとおり支出いたしましたので、報告します。

参政党

会長 北野 裕也

支払日

令和

8

年

3

月

31

日

お客様コード: 1003-78

請求書

伝票No.: 47804
2026年3月31日
1 / 1

〒 524-0021

滋賀県守山市吉身2-5-22

法人番号 T2160001015244

株式会社オフィス・サービス

代表取締役 木村 正治

〒 524-0022

滋賀県守山市守山5丁目1-8

参政党 御中

TEL: 077-581-0075 / FAX: 077-581-0076

品 名 ・ 規 格	数量	単位	単価	金額	備考
コピーカウンター料/モノクロ	15	枚	0.45	6	
コピーカウンター料/カラー	4	枚	4.5	18	
3月分					
			小計	24	
			消費税	2	
			合計	26	
			(10% 対象)	(24)	
			(10% 消費税)	(2)	

※お振込は下記の銀行へお願い致します。

銀行 支店 普通

お客様コード: 1003-78

納品書

伝票No.: 47804
2026年3月31日
1 / 1

〒 524-0021

滋賀県守山市吉身2-5-22

株式会社オフィス・サービス

代表取締役 木村 正治

〒 524-0022

滋賀県守山市守山5丁目1-8

参政党 御中

TEL: 077-581-0075 / FAX: 077-581-0076

品 名 ・ 規 格	数量	単位	単価	金額	備考
コピーカウンター料/モノクロ	15	枚	0.45	6	
コピーカウンター料/カラー	4	枚	4.5	18	
3月分					
			小計	24	
			消費税	2	
			合計	26	
			(10% 対象)	(24)	
			(10% 消費税)	(2)	

領 収 証

参政党

様 No. 78

金額

¥26-

内 訳

現金

小切手

手 形

消費税額等(0%)

コクヨ ウケ-92

但 2020-代として(3月分)

2026 年 3 月 31 日 上記正に領収いたしました

滋賀県守山市守山5丁目-8

株式会社 オフィス・サービス

代表取締役 本村 隆陽

TEL(077)581-0075

収入印紙